

長岡市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得者で生計が困難である者等に係る満3歳以上の施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食の提供に要する費用に対し、予算の範囲内において長岡市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図り、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、長岡市に居住する施設等利用給付認定保護者であつて、次の第1号若しくは第3号に該当する者又は第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者
- (3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(補助対象費用及び補助限度額)

第4条 補助金の交付対象となる費用は、副食費に相当する費用とする。ただし、副食費に相当する費用を算出できない場合は、1日当たり245円とし、補助限度額は、月額4,900円とする。

(補助金の額)

第5条 前条の費用に対する補助金の額は、補助限度額の範囲内で補助対象者が支払った補助対象費用の額（副食費に相当する費用が算出できない場合は、1月で食事の提供を受けた日数に245円を乗じた額）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付を省略することができる。

- (1) 申請者の属する世帯の所得の状況を証する書類
- (2) 申請者が支払った食事の提供に要する費用の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の可否の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付可否決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付可否決定通知をもって、長岡京市補助金等交付規則（昭和58年長岡京市規則第8号）第9条に規定する確定通知とみなす。

(請求及び支給)

第8条 市長は、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項第3号の規定に基づき、交付可否決定通知後に請求書の提出を待たないで、支出命令を発することができる。

(交付取消等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、改正後の長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、改正後の長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、改正後の長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付申請書

長岡京市長 様

申請日 年 月 日

【同意事項】						
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を長岡京市が閲覧及び調査すること。						
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために長岡京市が利用すること。						
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。						
以上のこととに同意し、長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付要綱第6条に基づき、以下のとおり申請します。						

申請者	フリガナ			住所	長岡京市						
	氏名										
	電話番号										
	金融機関		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協			<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	種別	口座番号			
	※申請者名義の口座を記入してください。					普通					
		申請者の口座名義人を以下に記載して下さい。（姓名の間は1マス空けてください。濁点、半濁点を含めて1マスに記入して下さい。）									
申請児童	フリガナ			生年 月日	口座人名義（カタカナ）						
氏名											
					□平成 □令和	幼稚園名					
					年 月 日	幼稚園					

交付申請対象月

対象月	実費徴収額				月額上限額(b)		交付申請額(c) (a)と(b)を比較して 低額な方	
	給食費		うち、副食費相当額(a)					
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円	円
交付申請額(c)の合計								円

※実費徴収額（副食費相当額がわかるもの）に係る領収証原本を添付してください。

別記様式第2号（第7条関係）

年　月　日

様

長岡京市長

印

長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付可否決定通知書

年　月　日付で申請のあった長岡京市私立幼稚園の副食費に係る
補足給付補助金の交付について、長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付
補助金交付要綱の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付します。

交付決定額　円
(　　年　　月分～　　年　　月分)

2 交付しません。

理由